

(参考)各質問項目の詳細説明

Q1関係

(学生)

・休学中の方や卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ職場に勤務する予定の方なども学生でないとして取り扱います。

(雇用期間)

・雇用契約期間が1年未満であっても、雇用契約書に契約が更新される旨または更新される可能性がある旨が明示されている場合等は、雇用期間が1年以上の予定であるとして取り扱います。

(従業員数)

・厚生年金保険の被保険者数の合計が1年で6か月以上500人を超える会社を指します。

・従業員数と合わせて、勤め先が被用者保険の適用事業所である必要があります。その点については、勤め先にご確認下さい。

Q2(労働時間)関係

・週の所定労働時間及び所定労働日数が勤め先の会社での通常の働き方の4分の3以上の場合は、これまでと同様、今回の適用拡大と関係なく被用者保険の加入対象となります。

・特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合はその特定の月を除いて算定します。

・週の所定労働時間が定まっていない場合は下記の計算によって算定します。1年間の月数を「12」、週数を「52」として週単位の労働時間に換算するものです。

(1か月単位で定められている場合) $1\text{か月の所定労働時間} \times 12\text{か月} \div 52\text{週}$

(1年単位で定められている場合) $1\text{年間の所定労働時間} \div 52\text{週}$

(1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動する場合) 平均

Q3(賃金)関係

・月額賃金が8.8万円以上であるかないかのみに基づき判断し、年額(月額8.8万円 \times 12か月 \div 106万円)では判断しません。

・月額賃金の算定はあくまで被用者保険の加入対象であるかどうかを判定するために行います。加入後の保険料及び給付額の算定は、賞与、残業代、通勤手当などを含めた額を基に行います(標準報酬制度)。